

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 森 宏之

### 奈良県人事委員会規則第三十五号

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（平成二年三月奈良県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十一条の七第一項及び第三項」を「第十一条の七第一項」に改め、同条第一号中「配偶者が」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が」に改める。

第五条第一項を次のように改める。

条例第十一条の七第三項の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、第二条に規定するやむを得ない事情とする。

第五条第二項を削り、同条第三項第一号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、同条第七号中「国家公務員、職員以外の地方公務員又は第一項に掲げる法人に使用される者であった者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける」を「新たに給料表の適用を受ける」に改め、「と、」の下に「「第二条」とあるのを「前項」と、」を加え、同項を同条第二項とする。

第七条に次の一項を加える。

4 第一項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第八条第一項に後段として次のように加える。

前条第四項に規定する場合においても、同様とする。

第九条第一項中「欠くに至った日」の下に「（人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日）」を加える。

### 附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

**第二条** この規則による改正後の単身赴任手当に関する規則第五条第二項第七号の規定は、この規則の施行の日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（職員の定年の引上げ等に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則の一部改正）

**第三条** 職員の定年の引上げ等に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則（令和四年十二月奈良県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条から第十三条までを次のように改める。

**第十一条から第十三条まで** 削除